

特集 子ども虐待予防  
周産期から助産師ができること

3

# 児童相談所の役割と医療機関との連携

佐藤隆司  
神奈川県中央児童相談所 子ども支援課長

## POINT

- ① 児童相談所とはどんなところ？
- ② 児童虐待対応は子どもの安全確認が最優先です！
- ③ 効果的連携には児童相談所と医療機関の相互理解が不可欠です！



## はじめに

ある日の児童相談所の事務室の風景です。  
「もしもし、児童相談所の方ですか。私の隣の部屋のことなんですが……。半年前に引っ越してきたんですけど、2か月程前から子どもの泣き声が聞こえるんです。2日前の泣き声は尋常ではなくて心配になってこちらに電話するこ

とにしました。それから、お母さんだと思えますけど、女性の、大人の女の人の怒鳴るような声が聞こえるんです。泣き声の時間ですか。そうですね、30分前後ですかね。お隣の行き来ですか。普段は仕事をしているので、行き来はないです。お子さんの性別と年齢ですか。女の子です。年齢は4歳か

5歳前後だと思うんですけど……」などの虐待相談・通告は今日の児童相談所の日常的風景です。  
虐待相談・通告後、児童相談所は、所長、課長、スーパーバイザー、児童福祉司、児童心理司、保健師などの職員と、組織的に当面の対応と子どもの安全確認のための調査を検討する

緊急受理会議を開催します。児童相談所は、原則48時間以内に子どもの安全確認を行わなければなりません。一昔前の児童相談所の相談実施体制とは大きく変わりました。

**大原則は子どもの安全確認と安全確保**

児童虐待対応の原則は「子どもの安全確認と安全確保」です。「子どもの親に攻撃されたら……」「児童相談所に通告したって責められたら……」などと不安に思うのは当然です。しかし、不安にとらわれてしまえば「やっぱり止めておくべきだった」「もう少し考えてから行動すべきだった」などと消極的行動に陥ることとなります。不安解消のためには客観的事実に基づく判断を行い、組織的に「自分たちは何をすべきか」の役割を再確認しなければなりません。

ここに注目！

## 児童相談所の機能

児童相談所は児童福祉法に基づく児童福祉の中核的行政機関です。基本的に**18歳未満の子ども家庭相談**を受け付けます（表1）。子ども家庭相談は一義的窓口の市町村児童家庭相談窓口と役割分担するとともに、学校・警察・医療機関（病院・診療所など）・福祉事務所・保健センター・児童福祉施設・児童委員（主任児童委員）・家庭裁判所などの**関係機関と連携**して問題解決に取り組みます。

### 基本的機能

児童相談所の基本的機能を紹介します。日本の児童相談所固有の特徴は、相談機能と行政処分の措置機能を兼ね備えているところです（図1）。

### 市町村援助機能

市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行う機能

表1 児童相談所の受け付ける相談の種類

養護相談	保護者の家出・失踪・服役・死亡・離婚・病気・出産・稼働および服役などの養育困難に関する相談
	棄児、迷子、虐待を受けた子どもに関する相談
	里子、養子縁組に関する相談
保健相談	未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）などを有する子どもに関する相談
	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談重症心身障害児（者）に関する相談
障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）など視聴覚障害児に関する相談
	構音障害、吃音、失語など音声・言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞、学習障害・注意欠陥多動性障害など発達障害を有する子どもなどに関する相談
	知的障害児に関する相談
	自閉症もしくは自閉症同様の症状を呈する子どもに関する相談
非行相談	虚言癖・浪費癖・家出・浮浪・乱暴・性的逸脱などのく犯行為もしくは問題行動のある子ども、警察署からく犯少年として通告のあった子ども、触法行為があったと思料されても警察署から児童福祉法第25条による通告のない子どもの相談
	触法行為があったとして警察署から児童福祉法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談
育成相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗・友達と遊べない・落ち着きがない・内気・緘黙・不活発・家庭内暴力・生活習慣の著しい逸脱など性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談
	登校（園）していない状態にある子どもに関する相談
その他	進学適性・職業適性・学業不振などに関する相談家庭内における幼児のしつけ・子どもの性教育・遊びなどに関する相談
	上記に該当しない相談